

株式会社マストコではマイナンバー保険証(以下、マイナ保険証)を利用した診療情報(受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報)を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。そのため、オンライン資格確認システムの運用を行っております。

マイナ保険証を活用いただくことにより、保険資格情報の正誤確認、過去に処方されたお薬の情報を確認することが可能となります。

厚生労働省による調剤行為に関する報酬による、「医療情報取得加算」を算定させていただきます。

12か月に1回に限り1点(10円)

※患者様の負担金は負担額に応じて表示価格の1割～3割となります。

#### 【マイナ保険証をお持ちでない方】

マイナンバーカードと健康保険証を薬局にお持ちいただくことで、薬局にてマイナンバーカードに保険証登録を行うことができます。お気軽にスタッフまでお声がけくださいませ。

当グループでは「マイナ保険証」の利用を推進しています。

※令和7年4月1日より「医療DX推進体制整備加算」6点(60円)～10点(100円)を月に1回算定させていただきます。

※患者様の負担金は負担額に応じて表示価格の1割～3割となります。

#### 【電子処方箋システムの導入】

当薬局では電子処方箋システムを導入し医療DXに積極的に取り組んでいます。電子処方箋システムや電子カルテ情報共有サービスを活用することで、より多くの情報を医療機関・患者さま・薬局で共有し質の高い医療を提供することが可能になります。

電子処方箋の利用方法につきましては、厚生労働省の動画をご確認くださいませ。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001024814.mp4>

⚠️ご注意ください！

(令和7年1月時点)

# 令和6年12月2日から 従来の健康保険証は 発行されなくなりました

※令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は最大1年間有効です

とっても  
カンタン！

## 医療機関等を受診の際は マイナンバーカード をご利用ください

1

### 受付



マイナンバーカードを  
カードリーダーに  
置いてください。

カードリーダーで  
マイナンバーカードを  
保険証として登録  
できます！



2

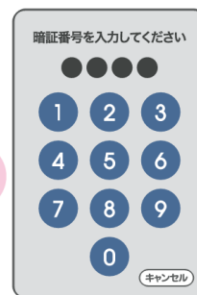
### 本人確認

顔認証または  
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3

### 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の  
利用について確認してください。

過去の情報を  
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を  
当機関に提供することに同意し  
ますか。  
この情報はあなたの診療や健康管  
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)  
過去の情報を  
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す  
ることに同意しますか。  
この情報はあなたの診療や健康管  
理のために使用します。

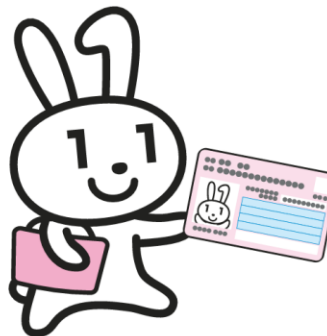
同意しない・40歳未満

同意する

4

### 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！



マイナンバーカードを健康保険証として利用する（マイナ保険証）ための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

### STEP1.

## マイナンバーカードを申請

### ■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの  
証明写真機からの申請



### STEP2.

## マイナンバーカードを健康保険証として登録

### ■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付  
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



## マイナンバーカードを使うメリット

### より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。また、当施設は電子処方箋に対応しているため、直近までのお薬情報を見ることができ、より、患者さんに寄り添った対応ができます。

### 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

## 大切なお知らせ

- 令和6年12月2日の時点でお手元にある有効な健康保険証は、12月2日以降、**最長1年間(令和7年12月1日まで)**使用可能です。
- 令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、**お手元にある健康保険証が使えなくなる前に、申請いただくことなく「資格確認書」**が交付され、引き続き、**医療機関・薬局等を受診することができます。**
- マイナ保険証をお使いの場合は、**マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認**の上、期限切れにご注意下さい。

※券面に記載がない場合は、発行から5回目の誕生日までです。マイナポータルでも確認できます。

マイナンバー  
マイナンバー総合フリーダイヤル  
**0120-95-0178**  
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。  
受付時間(年末年始を除く)  
平日:9時30分~20時00分  
土日祝:9時30分~17時30分

マイナンバーカードの健康保険証利用についてもっと知りたい方はこちら

